

租税特別措置の適用実態

研究開発税制		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全体		12,703件	12,527件	12,287件	12,262件	11,956件	10,241件	9,726件	9,230件
		6,240億円	6,746億円	6,158億円	5,926億円	6,660億円	6,216億円	5,574億円	5,053億円
	大法人	4,224件	4,131件	4,010件	3,980件	3,561件	3,141件	2,905件	2,761件
		5,918億円	6,381億円	5,769億円	5,555億円	6,253億円	5,796億円	5,182億円	4,708億円
中小法人等		8,479件	8,396件	8,277件	8,282件	8,395件	7,100件	6,821件	6,469件
		322億円	365億円	389億円	371億円	407億円	420億円	392億円	344億円

賃上げ・投資促進税制（所得拡大促進税制）		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全体		10,874件	78,261件	90,594件	99,134件	120,977件	131,201件	129,831件	99,355件
		420億円	2,478億円	2,774億円	3,184億円	3,849億円	3,525億円	2,289億円	1,650億円
	大法人	1,009件	4,075件	3,980件	3,787件	3,645件	2,712件	1,802件	1,114件
		288億円	1,688億円	1,724億円	1,880億円	2,034億円	1,545億円	923億円	620億円
中小法人等		9,865件	74,186件	86,614件	95,347件	117,332件	128,489件	128,029件	98,241件
		132億円	790億円	1,050億円	1,304億円	1,815億円	1,980億円	1,366億円	1,031億円

中小企業投資促進税制		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全体		50,830件	61,538件	63,342件	73,705件	67,035件	54,634件	53,930件	49,060件
		611億円	761億円	825億円	1,182億円	883億円	573億円	551億円	462億円
	特別償却	27,847件	31,728件	30,688件	38,939件	34,548件	26,323件	25,591件	22,894件
		462億円	547億円	571億円	907億円	653億円	387億円	367億円	300億円
税額控除		22,983件	29,810件	32,654件	34,766	32,487	28,311件	28,339件	26,166件
		149億円	214億円	254億円	275億円	230億円	186億円	183億円	163億円

中小企業経営強化税制		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全体						14,143件	26,469件	26,159件	23,079件
						619億円	1,063億円	975億円	768億円
	特別償却					10,752件	18,613件	17,325件	15,742件
					550億円	922億円	836億円	672億円	
税額控除						3,391件	7,856件	8,834件	7,337件
						69億円	141億円	139億円	96億円

(注1) 減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算を行っている。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

中小法人課税（概要）

<中小法人（資本金1億円以下）向けの税制>

1. 軽減税率	所得800万円以下の部分について、税率19%。さらに、時限的に税率15%（租特法）
2. 貸倒引当金	貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可
3. 欠損金関係	① 欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可 ② 欠損金繰戻還付（1年間）が可
4. 留保金課税	特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外
5. 租税特別措置	① 研究開発税制：一般型の税額控除率 ② 中小企業における賃上げ促進税制（旧称：所得拡大促進税制） ③ 中小企業投資促進税制 ④ 中小企業経営強化税制 ⑤ 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度（BCP） ⑥ 中小企業事業再編投資損失準備金制度 ⑦ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

※ 中小法人向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることが必要（平成31年4月より適用）。

協同組合等課税（概要）

＜協同組合等向けの税制＞

(注) 協同組合等： 農業協同組合（中央会を除く）、中小企業等協同組合、消費生活協同組合、信用金庫など（法人税法別表第三に列挙）

1. 軽減税率	税率19%（法人税法）。さらに、所得800万円以下の部分について、時限的に税率15%（租特法） ^(注)
2. 事業分量配当	事業分量配当（組合員に対する、組合事業の利用分量に応じた分配金）の損金算入可（法人税法）
3. 貸倒引当金	中小法人と同様に、貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可（法人税法） 【令元改正：公益法人等向けの措置として、時限的に引当金の繰入限度額を10%上乘せする措置について、適用期限（平成30年度末）の到来をもって廃止。令和元年度以後に開始する各事業年度について、5年間で割増率を2%ずつ段階的に引き下げる経過措置が講じられている（租特法）】
4. 欠損金関係	① 中小法人と同様に、欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可（法人税法） ② 中小法人と同様に、欠損金繰戻還付（1年間）が可（法人税法）
5. 政策減税	① 農業協同組合など一定の協同組合等は、中小法人向けの政策減税の対象（租特法） ② 協同組合等の連合会等への普通出資に係る配当については、出資比率に関わらず益金不算入割合を一律50%とする特例（租特法）

(注) 特定の協同組合等は、店舗売上高が年1,000億円以上等の場合は、所得10億円超の部分について税率22%（租特法）

公益法人等課税（概要）

＜公益法人等向けの税制＞

(注) 公益法人等: 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(非営利型)、学校法人、社会福祉法人など

(法人税法別表第二に列挙。なお、特定非営利活動法人などは、法人税法以外の法律で公益法人等とみなされる)

1. 課税対象	収益事業のみ
2. 税率	① 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(非営利型)など 所得800万円以下の部分について、税率19%(法人税法)。さらに、時限的に税率15%(租特法) ② ①以外の公益法人等 税率19%(法人税法)。さらに、所得800万円以下の部分について、時限的に税率15%(租特法)
3. 寄附金	収益事業から生じる利益を非収益事業に支出した場合、寄附金とみなして、一定の限度額の範囲内で損金算入可(法人税法) (注1) 一般社団・財団法人(非営利型)等を除く。特定非営利活動法人は、認定を受けたものに限る。 (注2) 不正経理など隠蔽又は仮装があった場合には、みなし寄附金制度は不適用とする。
4. 貸倒引当金	中小法人と同様に、貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可(法人税法) 公益法人等向けの措置として、時限的に引当金の繰入限度額を10%上乘せする措置については、適用期限(平成30年度末)の到来をもって廃止し、令和元年度以後に開始する各事業年度について、5年間で割増率を2%ずつ段階的に引き下げる経過措置を講ずる(租特法)
5. 欠損金関係	① 中小法人と同様に、欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可(法人税法) ② 中小法人と同様に、欠損金繰戻還付(1年間)が可(法人税法)

公益法人などの主な課税の取扱い

	公益社団法人 公益財団法人	学 校 法 人 更生保護法人 社会福祉法人	宗 教 法 人 独立行政法人 日本赤十字社 等	認定NPO法人 特例認定NPO法人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人(注1) NPO法人	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	私立学校法 更生保護事業法 社会福祉法	宗教法人法 独立行政法人通則法 日本赤十字社法 等	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (法人税法) 特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
課税対象	収益事業から生じた所得にのみ課税 ただし、公益目的事業に該当するものは非課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に対して課税
みなし寄附金 (注2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額のうち公益目的事業の実施に必要な金額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり (特例認定NPO法人は適用なし) ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし
法人税率 (所得年800万円までの税率)(注3)	23.2% (15%)	19% (15%)	19% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)
寄附者に対する優遇 (注4)	あり	あり	あり (宗教法人等を除く)	あり	—	—

(注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人

(注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業（公益社団法人及び公益財団法人にあっては「公益目的事業」、認定NPO法人にあっては「特定非営利活動事業」）のために支出した金額（事実を隠蔽し又は仮装して経理することにより支出した金額を除く。）について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入

(注3) 平成24年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率

(注4) 特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入
一般寄附金の損金算入限度額：(資本金等の額(注5)の0.25%+所得金額の2.5%)×1/4

特別損金算入限度額：(資本金等の額(注5)の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2

(注5) 令和4年4月1日以後開始する事業年度においては、資本金及び資本準備金の額